

○青森市中央卸売市場業務条例【抜粋】

第三節 売買参加者

(売買参加者の承認)

第二十七条 市場において、売買参加者となろうとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、取扱品目の部類ごとに行う。

3 第一項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。

一 氏名及び住所又は名称及び所在地

二 商号

三 法人である場合にあっては資本金又は出資の額及び役員の氏名

四 承認を受けて卸売業者から卸売を受けようとする取扱品目の部類

4 市長は、第一項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の承認をするものとする。

一 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

二 申請者が卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

三 申請者が当該取扱品目の部類に属する市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。

四 申請者が第二十九条又は第七十六条第三項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して一年を経過しない者であるとき。

五 申請者(法人である場合にあっては、その役員を含む。)又はその使用人が暴力団員等であるとき。

(平成一七条例三二七・平成二七条例四七・令和二条例一〇・一部改正)

(名称変更等の届出)

第二十八条 売買参加者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

一 前条第三項第一号から第三号までに掲げる事項に変更があったとき。

二 卸売業者から卸売を受けることを廃止したとき。

2 売買参加者が死亡又は解散したときは、当該売買参加者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(売買参加者の承認の取消し)

第二十九条 市長は、売買参加者が第二十七条第四項第一号、第三号又は第五号に該当することとなったとき、又は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

(平成二七条例四七・一部改正)

(監督処分)

第七十六条

3 市長は、売買参加者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他の違反を是正するため必要な措置を命じ、五万円以下の過料を科し、第二十七条第一項の承認を取り消し、又は六月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。